

## 第4回南相馬市政治倫理審査会資料

### ◇審査請求書の内容

1 審査対象議員の氏名  
郡 俊彦 議員

2 政治倫理審査基準に違反する疑いの内容

○(該当条項: 南相馬市議会議員政治倫理条例第4条第1号)

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として著しく品位と名誉を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正等の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

○本会議において懲罰を受けた議員が後日新聞折り込みしたチラシの内容に齟齬があり、市民に混乱を与えたため。具体的には、審査対象議員が令和6年7月1日の本会議において議長から発言の取消し命令を受けるもこれを拒否し懲罰を受けた。しかし後日自身が発行したチラシにて不穏当発言を記載したり懲罰を否定する記事を掲載したりしたことを指します。

### ◇第2回審査会の概要

○件名: 審査請求者からの意見と質疑

○審査請求者からの意見

- ・自身の発行する広報紙の中に、虚偽答弁とか、議会が何もしないという表現が多くある。これでは市民が大きな誤解を受ける。
- ・罰を与えるのが目的ではなくて、変わってほしい、理解してほしいという気持ち。
- ・市民が紙面を見たときに、こんなことで南相馬市議会大丈夫なのかと思う
- ・郡さんの言うことを真に受けた方々は、鹿島区に対してあまりにも不平等過ぎると感じると思う。
- ・そういったことに対して、何も行動を起こさないと、それがまとも、本当、このとおりになってしまうと危惧している。
- ・議場内で最低限守らなければいけないルールを守っていない。委員会で賛成した案件を本会議になって反対するというように一貫性がない。(←議会内の事は議会運営委員会で審査すべきとの意見有)
- ・議会内での執行部の答弁なり、委員会での審議内容なりをしっかりとチラシにも載せた上で、自分の見解を述べるべき。
- ・市民に混乱を与えている。大事なことは、我々議会として審査会で方針を決め、本人に伝えたという姿を出すこと。市民の中には議会が悪いことをやっているのではというイメージがある。

○質疑応答

**問**: 本会議で懲罰を受けた方が、後日チラシにおいて、不穏当発言ということで会

議録から抹消されている文言をちりばめたチラシを配布した。議会として全会一致で決定したことに対して、自身自分の意思によって退席したにもかかわらず、その後チラシで出席停止に抗議しますという断定的な言い方をしていることに矛盾を感じるから政治倫理審査会で審査をしてほしいという思いで提出したという理解でよいか。

**答**：そのとおり。議会内であれば、再度の懲罰動議もあり得るが、今回は議会外、政務調査の段階での不穏当な表現なので政治倫理審査会の申請をした。

**問**：懲罰動議を受け、本人の意思によって退席をしたにも関わらず、後日これに対して抗議するとか、市議会の秩序は全く乱していないという表現で市民に対して混乱を招いた。自分の行動と書いてあることに齟齬があるということで、審査会で細部にわたって審査をし、必要な対応を望むという理解でよいか。

**答**：そのとおり。個人の広報なので、何ら制限とかはなく、自分で好きなように出せると思うが、それを見ている市民は、理解に苦しんだり混乱する。議会と郡議員の言っていることが違うとか、南相馬市議会のイメージも落ちる。そういったことを防ぐためにも郡議員に間違っていると指摘してほしい。

**問**：チラシの内容に問題があるという指摘だが、具体的にどこを指摘できるか。

**答**：例えば、7月7日発行の見出しの部分で、「前もあつた虚偽答弁」。8月4日、表面の「虚偽答弁を擁護した懲罰動議」、その裏の見出し「繰り返される虚偽答弁」、「調べずささえる市議会」、その下「繰り返された虚偽答弁は、議会の数の力で守られている」。

### ◇第3回審査会の概要

○件名：対象者からの審査請求書に対する意見と質疑

○対象者からの意見

- ・チラシの内容に齟齬があり、懲罰を否定する記事を指しますということだが、具体的に私が出しているニュースのどこが間違っているのかわからない。
- ・お互いの意見を出し合って、戦わせて、市民の皆さんからご判断をいただくのが民主主義のルールだと思う。
- ・その内容について説明もなく、発行したのが齟齬があると。よって、倫理違反ということは率直に言って乱暴すぎる。
- ・憲法で、言論、出版、報道の自由が基本的人権の一部として保障されている。根拠も曖昧に、出版していること自体についてのクレームというのは検閲とかに当たって、憲法に抵触する問題になるのではないか。
- ・皆さん方が調べた結果、ここが違うというご指摘があれば、私なりに謙虚に捉えて、間違っているところがあれば是正するのにやぶさかではない。

○質疑応答

**問**：不穏当発言として、その内容を議長の方から発言取消しされ、会議録や議会中継でも記録が残っていない扱いの状況。それをチラシに書くということ自体問題があると思っている。さらに、私が秩序を乱した経過は一切ない、秩序を乱したのは4時間の空白を作った議会運営委員会や懲罰委員会の時間という指摘だと思うが、議会の尊厳に関わると感じたので、この件についての見解は。

答：調整された議事録に載っていないので事実としてなかったという見解だが違うと思う。調整された議事録と原本がある。議会で公表した議事録に載っていないから経過になかった、つまり、あったことをなかったことにはできないと思っている。

問：1回目の懲罰で謝罪文の朗読を拒否された。再度懲罰動議が出されて出席停止になった。そのときに、名札は倒さないで出て行きますという発言もあったが、自主的に退席された。郡議員は認めたとは思っていたが、不当な出席停止に抗議しますという文言がチラシの中に入っている。矛盾があると思うが。

答：私の意思是、名札を倒さないで出たというところに表現されている。私としては納得できないので抗議の意を込めた。抗議の意思を示して、物理的抵抗はしなかったということ。

問：副市長の件について、これまでの議会でも一般質問の途中で手を上げるとか、議長が見逃しそうになったという場面は多々あった。何か発言があるならお聞かせくださいとふって、議長がそれを認めて指名して発言したわけだから、会議規則にも抵触しない。これを馴れ合いと言われると厳しいと思うが。

答：あのとき副市長は、議長に向かって手を挙げたのではない。質問者に向かって自分の方に指を指した。そして、副市長の答弁を促す質問をした。傍聴席から見たら異常な事態に見えたのではないか。今後あってならないので、十分緊張感を持った姿勢を保つように求めるべきというのが私の馴れ合い発言の考え方。

問：郡議員の馴れ合いの基準を聞かせてほしい。

答：新市建設計画上のお金の使途に関し、議会が調査も何もしないで見過ごしたこと。総合計画の課題洗い出しに関して、やったという証拠を確認するよう繰り返し求めたが、議長から取消し命令が来た。納得できないので従うわけにいかないということで、議長に対し資料の確認を求めたが、確認しようとしなない。調べない。この辺が私が馴れ合いとする1つの理由。

問：議長の議事整理権上のことで、議長の指示に従わない点があり、懲罰という運びになった。議長が議会運営上必要でいろいろお願いをする。それに従わないというのは少し違うと思う。議事の進行に協力するという観点からどんな考えを持っているか。

答：議長の指示に従わなかったことが秩序を乱したことになる。これは怖いことだと思う。議長の指示が常に正しいのか。例えば、私が証拠を見たいと言っているのに証拠も調べないで取り消せと命令が来る。これは論理的に通らないと思う。議長だって絶対的な存在ではないと思う。独裁政治ではない。

問：議長は議会運営委員会に諮って確認をしている。議員というのは市民の代表で、その中で議会は進められている。民主主義をきちんとやった状態で最終的に議長が整理することは認めていかないと何が本当で何が嘘なのかわからなくなる。民主主義の中で手順を踏んでやっていることは理解されているのか。独裁者というのは正しくない。

答：何か物事を決めた場合、説明責任があると思う。例えば、私の虚偽に関する指摘が間違いならば、どこが間違っているか説明してもらおうのが私の立場。その説明責任のないままに、多数で決まって、ルールで決まったということで真実がわ

からなくなることがあってはならないと思う。

**問**：20年も前の合併特例債とかに疑念を持って質問されていると思うが、震災があったり、首長が変わったりしている。また、全ての資料が整っているとは考えられない。郡さんは疑問を解明するためにどこまで問い詰めれば納得するのか。

**答**：説明が一切ないままに経過しているということについて、私は納得できていないということ。鹿島区の遅れというのがあるのかないのかはっきりしてもらいたいというのが大方の声で、私は各区の事業後確認ができる状態が必要だとこれからも求めていきたいと思っている。

**問**：今後またチラシを出すと思うが、これが正しい、私の考え方ではなく、執行部なり議長、議会運営委員会等の指示等についても、その内容も載せた上で、こうだから私はこうだという書きの方がスマートな気がするがいかがか。

**答**：内容的に紙面が限られてくる。民主主義に基づく発展のためには、それぞれが自分自身の信念に基づいて、自分自身の正しい意見を形成していると思うので、自分の意見が正しいと思うのは当然だと思う。正しいと思うことを表現して、それを多くの皆さんに読んでいただいて、なるほどと思うことで世論が形成されていく。私の意見が間違っているあるいは考え方が違うという反論を皆さんがすることによって市民とともに南相馬市の今後のあるべき姿を考えていくという方向を私は望んでいる。

**問**：議員は二元代表制の中で、市民から負託を受けなっている。私どもが執行部の提案を受け、審査をして、議決をしてきた事実までも否定されると、当時の議決そのものに瑕疵がある、議決をしてきた事実そのものを根底からひっくり返すことになると思う。2回目の懲罰で、最終的には出席停止を受け入れて退席された事実。その後、広報紙の中で、それは自身の抗議の意思とされると市民に誤解も与える。広報紙での言説は注意深くされるべきと考えるが見解は。

**答**：議会で決めたことを含めて、過去の出来事を検証していくことは社会として必要だと思う。間違いがなかったのかあるいはなぜ間違っただのかを検証することで次に生かしていける。決めたことが全て正しいという観点に立つべきではない。多数で決めたことでも間違いがあるかもしれないという気持ちは必要。なので、私自身も今書いていることについて、間違っているという批判に今の時点で考えられる答えを持ちながら書いている。皆さんからのここが間違っているという指摘をむしろ歓迎したいと思っている。過ぎたことであっても、決めたことであっても、正しいのかという見解は市民に知らせて最終的には市民の判断をいただく。

**問**：憲法で言論の自由があると言われているが、議会も踏まえて、いろんな団体で、ルールとか、定款のようなものがある。それを守って進めていくというのが1つのルールなので、言論の自由があっても何を言ってもいいものではないということについてどのような考えか。

**答**：見解が違うと思う。最近の判例で、議員が懲罰を受けたことについて、不服申し立ての事例がある。以前の最高裁の判断は、議会が決めることだから司法が介入しないだったが、最近の判例では、著しく権限を逸脱している判断には司法の判断も必要と最高裁の判例が変わった。懲罰の取消し判決が出たりしている。一定の自律権は認められるが、著しく逸脱した場合はその限りではない。多数で決めれば何でも通るということではない。憲法や法律に従って、それを守った上で、

それを守らないような状態が出た場合には違ってくると思っている。

問：何を言ってもいいという話になりかねないので、そのためにルールを作っている。いいか悪いかという中身については、議会運営委員会で決めたり、対応していく。基本的には議会は、規則含めて、ルールがある。ルールを守る中でやっていくのは理解されていると思うが、それでも何を言ってもいいという考えなのか。

答：効率的に物事を進めるためにルールは必要。守らなければならないと思っている。しかし、議会議員の存在目的に反するあるいは活動に対する制限、これらに対する制限などは認められるべきではないし、あり得ない。それをルールのもとに調整してくると憲法違反の疑いも出てくるとというのが私の基本的な考え。

問：議会ではやむを得ず理解しても、議会外では何を言ってもいいという認識に聞こえるが、議会でやっていることと議会外は切り離して考えるべきという考えか。

答：議員の役割は、物事の判断や提案もあるが、一番基本は、市政の内容をわかりやすく、本当のところを包み隠さず市民に報告するのが務めだと思って長年住民こそ主人公を掲げてやってきた。それは今も揺らいでいない。なので、それに対する制約はあってはならないし、あるべきではない。ルールのもとに制限してくると、結果によっては表現の自由にまで関わる、民主主義の根幹に関わる問題として捉えざるを得ないと思っている。

問：日本国憲法、地方自治法があり、議会が制定してきたこの政治倫理審査会も自発的に条例で定めてきたもの。私どもが自律的に自らの行動や発言を一定程度規制することで円滑な議会の運営をしていくものと思っている。一方で、郡議員が今回の一連の言動の中で取られた経緯を見ると、2回の懲罰審査を経て、最終的に議場から退出された。そのことを抗議の意思を示したものとなると、これまで郡さんの言動に端を発した懲罰委員会、この審査会も、どのような結論を出そうか、その結論に従うか従わないかは自身の良心とか、判断、見解に基づいてするもの。そういう主義ということか。

答：自分が正しいと信じていることを皆さんに伝え、批判を仰ぐ。皆さんから具体的な指摘があれば調べ直す。これは市民に対しても、あるいは議会の皆さんに対しても同じスタンス。私に対する批判は拒否しない、受ける。基準は市民に対して自分の良心に恥じない判断をしていくこと。間違いを認めたならば、それは自分の良心に対する判断偽りであるとともに市民に対しても偽ったことになる。だから真実を探求する中で、間違いがあれば、私は決して無視しないし、謙虚に受け入れたいと思っている。真実はどこにあるのか市民に対して調べて知らせる責任があると思っている。責任感の問題でもあると思っている。

問：広報紙の中で、6月20日から7月1日の議会中の際に4時間ロスしたとして、最後に郡議員に責任なしという文章がある。誰の責任だと思うか。

答：事実関係を調べないで、自分たちの結論を強制しようとした側にあると思っている。私はあくまでも真実を知りたいので、議長に対して、執行部からの資料を求めてほしいという立場で一貫している。けれども、出てきた資料は洗い出しとはいえない資料。そして、抽出の結果をまとめた資料はありませんという答弁になっている。